

令和6年度大阪府福祉のまちづくり条例
施行状況調査検討部会における委員の意見概要
(第28回)

小規模店舗のバリアフリー化の促進

番号	ご意見	検討の方向性(案)
1	敷地に高低差がある場合ややむを得ない場合の緩和措置が、基準の抜け道になってしまわないか。	緩和措置は、個別の計画を見ながらの判断となりますが、敷地が狭いという理由だけで緩和を行うことはありません。
2	既存施設については条例対象外となるため、実効性のある施策に取り組むことが一層大切になる。	条例ガイドラインにおいて、小規模店舗の実際に改修された優良事例等、事業者がバリアフリー化に取り組む際の参考となる事例の追記を検討いたします。
3	人的対応の例として、車椅子を4人で持てば階段昇降が可能だと思うが、小規模店舗ではスタッフが足りず、実際は難しいこともある。	条例ガイドラインにおいて、人的対応の方法等、事業者がバリアフリー化に取り組む際の参考となる事例の追記を検討いたします。
4	小規模店舗のオーナーにとって、スロープ設置や掘削による経済的負担が大きくなるので、助成金などの支援があればよい。	今後の取組の参考にさせていただきます。
5	車椅子使用者がドアの開け閉めを行うことを考慮し、スロープの先には平坦なスペースが必要。	小規模店舗の出入口までの経路のバリアフリー化について、義務対象規模の100㎡以上への引下げを検討するとともに、出入口前に平坦なスペースを確保することの義務化も併せて検討いたします。
6	敷地が狭小な場合、道に向かってスロープがまっすぐ伸びていて、車椅子使用者がうまく停止できないと危ない形で整備されている例も見かけるため、スロープの有無だけではないチェックがあればよい。	条例ガイドラインにおいて、スロープを設置する場合の注意点等の追記を検討いたします。

小規模店舗のバリアフリー化の促進

番号	ご意見	検討の方向性(案)
7	段差解消はスロープに固執するのではなく、車椅子が入るサイズの昇降機など、狭い建物の中でも段差解消できるような設備で解消してもよいと思う。	条例ガイドラインにおいて、スロープやエレベーターに寄らない段差解消の方法の追記を検討いたします。
8	小規模店舗でも大手チェーン店であればある程度対応されていると思うが、個人経営でもそうなのか。	今回の実態調査では、店舗運営者の情報は得られていないため、把握できておりません。

共同住宅の駐車場のバリアフリー化の促進

番号	ご意見	検討の方向性(案)
1	駐車場に基準ができることはありがたいが、必要な人が使えない状態では意味がないため、運用方法などをどう伝えていくかが次の課題になる。	条例ガイドラインにおいて、幅の広い駐車区画を設置する目的や、当該駐車区画の利用希望者がいない場合の運用方法の優良事例等の追記を検討いたします。
2	機械式と平置きでは駐車場の賃料が異なる場合もあり、幅の広い駐車区画を配置する際にも課題がある。	条例ガイドラインにおいて、幅の広い駐車区画の運用方法の優良事例等の追記を検討いたします。

トイレのバリアフリー化の促進(大人用介護ベッド)

番号	ご意見	検討の方向性(案)
1	バリアフリートイレや大人用介護ベッドがどこにあるのか分かりにくい状況があるので、分かりやすい場所に表示するようにしてほしい。	案内表示において大人用介護ベッドの位置の表示の義務化を検討するとともに、条例ガイドラインにおいて、フロアマップでの案内の優良事例等の追記を検討いたします。
2	ドーム等の施設では、座席によって移動範囲や入口が決められていることがあるが、必要な設備を備えたトイレがそのエリアにないこともあるので、なぜそのトイレが必要なのかを事業者にも理解してもらう必要がある。	条例ガイドラインにおいて、バリアフリー設備を設置する目的に関する記載の充実化を検討するとともに、理解醸成を促す効果的な周知啓発方法を検討いたします。
3	大人用介護ベッドが使えない重度障がいの方もいるので、可動式ベッドやリフト等の設置を推奨すべき取組として追記してはどうか。	条例ガイドラインにおいて、新たな設備の開発事例や、実際に導入されたトイレの事例等の追記を検討いたします。

トイレのバリアフリー化の促進(フラッシュライト)

番号	ご意見	検討の方向性(案)
1	フラッシュライトの設置が促進されるよう、1万㎡未満でも推奨するような表現にしてほしい。	条例ガイドラインにおいて、フラッシュライトを設置する目的や、床面積規模に寄らない設置の促進等、記載の充実化を検討いたします。
2	バリアフリートイレにはフラッシュライトの設置が当たり前になるよう、フラッシュライトの設置の意図を明確に表示してほしい。また、外国人への対応として、表示は多言語対応としてほしい。	条例ガイドラインにおいて、フラッシュライトの機能を説明する表示の優良事例や、多言語対応の重要性等の追記を検討いたします。
3	通常、トイレ使用時に天井を見ることはないので、目線に近い位置にあることや、非常時に見るべき場所を事前に知らせることが大事。また、ライトの光を吸収してしまうため、黒い壁はよくないと思う。	条例ガイドラインにおいて、フラッシュライトの設置位置等の優良事例の追記を検討いたします。
4	非常時のバリアフリーは見落とされがちなので、トイレのフラッシュライト設置は評価すべき。非常警報装置の視覚障がい、聴覚障がい向けの対応も今後の課題である。	条例ガイドラインにおいて、視覚障がい者、聴覚障がい者に対応した非常警報装置の事例等の追記を検討いたします。

劇場等の客席のバリアフリー化の促進

番号	ご意見	検討の方向性(案)
1	劇場等について、府条例が政令基準より厳しい理由が知りたい。	バリアフリー法では、地方の自然的社会的条件の特殊性により、国の基準だけでは目的を十分に達成できないと認める場合に、委任条例を制定し、用途の追加や対象規模の引下げができることとされております。市街化が進んでいる大阪府では、規模の小さい建築物が多いため、用途に応じて規模の引下げを行っております。
2	市民会館などでは、誘導基準に基づいた車椅子客席が整備されるよう、大阪府に公的な発信をお願いしたい。	本府では、営繕担当部局において条例ガイドラインを踏まえた整備を行うこととしております。また、市町村に対して条例ガイドラインの基準を積極的に採用するよう、積極的に働きかけを行ってまいります。
3	客席に関する議論は、サイトラインの確保や同伴者席、分散配置などの課題がある。	サイトラインの確保等については、国の検討状況等を注視しつつ、継続的に検討を進めます。また、条例ガイドラインにおいて、望ましい整備方法や先進的な事例の紹介など、内容の充実化を検討します。